

静岡県告示第446号

静岡県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年静岡県告示第366号の6）の一部を次のように改正する。

令和7年5月30日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
（委員会の構成等） 第2条 （略） 2～5 （略） 6 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1) （略） (2) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (3) （略） （庶務） 第9条 委員会の庶務は、県の機関が行う調達に係る苦情に関するものにあつては<u>出納局会計課</u>、地方独立行政法人が行う調達に係る苦情に関するものにあつては当該地方独立行政法人に係る事務を所掌する課において処理し、<u>出納局会計課</u>が総括する。	（委員会の構成等） 第2条 （略） 2～5 （略） 6 委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1) （略） (2) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (3) （略） （庶務） 第9条 委員会の庶務は、県の機関が行う調達に係る苦情に関するものにあつては<u>出納局会計支援課</u>、地方独立行政法人が行う調達に係る苦情に関するものにあつては当該地方独立行政法人に係る事務を所掌する課において処理し、<u>出納局会計支援課</u>が総括する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。
- 当分の間、改正後の第2条第6項第2号の拘禁刑以上の刑に処せられたときには、刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたときを含むものとする。